

株式会社 WEST POINT

～人をつなぐ力になりたい～

特定技能外国人紹介サービス

受入れ可能分野

<p>介護</p> 	<p>ビルクリーニング</p> 	<p>素形材産業</p> 	<p>産業機械製造業</p> 	<p>電気・電子情報関連産業</p> 	
<p>建設</p> 	<p>造船・船用工業</p> 	<p>特定産業分野 (12分野)</p>		<p>農業</p> 	<p>外食業</p> 
<p>航空</p> 	<p>自動車整備</p> 	<p>宿泊</p> 	<p>漁業</p> 	<p>飲食品製造業</p> 	

在留資格『特定技能1号』

	技能実習	特定技能	
		1号	2号
在留期間	最長5年 (1号:1年、2号:2年、3号:2年)	通算5年 (1年、6か月または4か月ごとの更新)	制限なし (3年、1年または6か月ごとの更新)
技能水準	なし	相当程度の知識または経験が必要	熟練した技能
日本語能力水準	要件なし (介護職種のみ要件あり)	要件あり	要件なし
報酬額	最低賃金以上	日本人と同等以上	日本人と同等以上
家族の帯同	不可	不可	可
監理団体	あり	なし	なし
登録支援機関	なし	あり	なし
受入対象分野	移行対象職種 (88職種161作業)	特定産業分野 (12分野)	介護以外の特定産業分野
転籍・転職	原則不可	可	可

雇用開始までの流れ



事前面談

求人に応募して頂いた外国人材と事前面談を行います。労働条件等の認識に齟齬が生じないように、事業者様の求人要件を応募者に詳しく説明します。その上で、事業者様のニーズに合った人材を選抜します。



雇用契約締結

面接に合格した外国人材と事業者様が雇用契約を結びます。



労働許可申請

入国管理局に外国人材の労働許可申請書を提出します。事業者様および外国人材に係る書類の取得をサポートします。また、外国人材の委託を受け入国管理局への申請取り次ぎを行います。

01

02

03

04

05

06

07



求人募集

事業者様の依頼を受け、詳しい採用要件を確認します。その情報を元に求人票を作成し、外国人材の募集を開始します。



面談

選抜した外国人材と事業者様との面接を設定します。面接がスムーズに執り行えるよう、必要であれば通訳を派遣します。



事前ガイダンス

外国人材に対し、雇用開始までの手続きや事業所までの移動等について事前に説明を行い、安心して就労の準備ができるようサポートします。



雇用開始

入国管理局の許可が下りたら雇用開始です。雇用開始後も弊社がしっかりとサポートを行います。

支援内容

WEST
POINT

事業者様

- ✓ 備え付けが義務付けられている帳簿書類の確認等、外国人材の受け入れ機関として不備がないように管理します。
- ✓ 問題発生に備え、いつでも連絡が取れる体制を整えています。
- ✓ 3か月に1回以上面談を行い、外国人材の受入に関して問題がないか確認します。
- ✓ 3か月に1度提出が義務付けられている定期届出書の作成を支援します。

WEST
POINT

外国人材

- ✓ 雇用開始後、住居地での生活が円滑に営めるよう地域のルールやマナーについて説明し、そのほか、生活に必要な情報を提供します。
- ✓ 日本語学習や日本人と交流できる機会を提供し、労働以外にも日本で充実した生活がおくれるよう、支援します。
- ✓ 職場や生活上の相談・苦情窓口としていつでも連絡が取れる体制を整えています。
- ✓ 3か月に1回以上面談を行い、外国人材のケアを行います。



会社概要

会社名 株式会社WEST POINT

設立 2021年7月21日

資本金 500万円

事業内容 有料職業紹介事業(38-ユ-300164)
特定技能外国人支援事業(21登-006545)

代表者 代表取締役 三木 旭

所在地 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目208番地
ありごビル201号室
